

議第三号議案

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

群馬県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

〔注〕 群馬県情報公開条例との整合性を図るため、所要の改正を行おうとするものである。